一九世紀ドイツにおける住宅改革構想の変遷

——労働諸階級福祉中央協会の機関誌を題材に——

北村昌史

【要約】一九世紀ドイツの都市では人口増大にともない住宅問題が顕在化し、市民層がそれに対処するため改革にのりだす。筆者は、前稿において一九世紀中葉の住宅改革運動の特徴として、市民と労働者が同じ建物に住み、前者が後者によい影響をあたえるという発想（「混合居住」）を指摘した。では、この「混合居住」という発想がその後も説得力を維持できたのだろうか？　一九世紀ドイツの「市民」層については近年再検討がすすんでいるが、以上の課題はそのドイツ「市民」層のものの考え方の変化というテーマにもつながる。ところが、従来の住宅改革運動研究は、この問題に十分に答えてくれるとはいいがたい。本稿は、労働諸階級福祉中央協会の機関誌（一八四八年～一九一五年）を題材に、先の問題に答えていく。分析の結果、「混合居住」という発想が、一九世紀末には都市化の進展により説得力を失い、社会の変化に対応した構想にとってかわられたことを明らかにした。

史林　七六巻六号　一九九三年十一月

はじめに

「きわめて多様な家族が一緒に住んでいるベルリンの住居には非常に好運な状況がある。つまりある家族が別の家族を助けるのである。彼らはおたがいに尊重するが、一方貧しい家族だけが住む建物ではたえまなく言い争いや妬みないしは喧嘩が生じる。①」

ここに引用した言葉は、一九世紀中葉に劣悪な住居へ多くの者が詰めこまれるという労働者の住宅事情に直面し、改革にのりだしたドイツ市民層に標準的な発想といえる。市民層と貧しい者が一緒に住み、日常的に前者が後者に道徳や衛生の

点でよい影響をあたえようというのである。筆者は、前稿[2]において、一八四〇年代から六〇年代にかけての住宅改革運動の展開をベルリンを中心に分析した。その結果、史料にはZusammenwohnungなどと記されるこの発想（以下「混合居住」）が、当時のドイツの住宅改革者に定着していく過程を明らかにした。

この「混合居住」は、一八世紀後半のロンドンや一九世紀半ばのパリにもみられ、相互の系譜関係は不明であるが、都市化が本格化する前の段階のヨーロッパの大都市で説得力をもった発想といえる。[3]それでは、この発想はその後も説得力をもちえたのであろうか。

この問題は単に住宅改革構想の変遷にとどまらず、以前はその「弱さ」が強調され、[4]近年様々な側面から再検討がすすめられつつあるドイツ「市民」層[5]がもつ発想の変化をたどるというより大きな課題につながる。筆者は、以前、世紀中葉の労働諸階級福祉中央協会（以下中央協会と略）を分析し、[6]そこにガルが一九世紀前半の初期自由主義の理想社会像とした「無階級市民社会」klassenlose Bürgergesellschaftという理念[7]が根強くみられることを明らかにした。これはすべての人が自立的な市民となることで作りだされる、市民だけの均質な社会のことをいう。社会改革者においては、こうした理想像は、貧困におちいった労働者に勤勉、自助、衛生といった市民的価値観をあたえることで問題の解決をはかる態度にあらわれる。[8]市民が労働者と一緒に住むことで市民的な価値観をあたえようとする「混合居住」の発想は、この「無階級市民社会」という理想像から導き出される発想であり、実は当時の市民層に根強くみられた考え方を端的に示したものといえる。また、一九世紀ドイツの市民層が価値観や生活様式の点で市民的文化ともいうべきものを共有し、その価値観を他の社会層にも身につけさせ、市民化しようと試みたことは、近年の研究が強調するところである。[9]こうしてみると、先の問題は、ドイツ「市民」の認識の枠組みの変化を、住宅改革構想という側面から照射することにほかならない。

ところが、この問題に従来の研究は、十分に答えてくれるとはいいがたい。一九八〇年代以降すすめられている一九世紀の住宅改革研究[10]では次のような視角が共有されている。第一次世界大戦後に基盤が確立する当局の積極的な関与による

住宅建設体制を、「社会的住宅建設」とよび、一八四〇年代以来の一九世紀の住宅改革運動をその成立史として叙述するのがそれである。[11] そのさい、当局の干渉を主張するようになった一八八〇年代以降の運動に研究の力点がおかれ、社会政策学会などの言説から「社会的住宅建設」へつながる道がさぐられる。このような視角からすれば「社会的住宅建設」と関連して議論されづらい理想住宅像や改革構想の全体像については、「一戸建てか集合住宅か」[12] という形で超歴史的概念が安易に適用されてしまう。実際、「混合居住」という世紀中葉に特徴的な発想に従来の研究は言及することはなかった。

こうした観点は二〇世紀の「社会的住宅建設」の尺度で一九世紀の住宅改革運動をはかるものであり、運動を一九世紀社会のなかに位置づけて考えるとそこに無理が生じることは疑いをいれない。そして、もともとは都市問題として生じた住宅問題・住宅改革運動を当時のドイツ社会の脈絡において考える場合、一九世紀にみられた都市化現象を考慮しなければならないであろう。都市化とは、都市人口増大による伝統的な都市機構の解体と新たな都市機構の確立、それにともなう生活様式の変化、そしてそれらの農村部への普及のことをいう。[13] ドイツの都市化に関する現在の標準的な見方を規定しているとおもわれるロイレッケの著作（一九八五年）は、一九世紀の都市化の過程を①法律・政治・経済上の基盤形成期（一八世紀末〜一八五〇年代）②始動期（〜七〇年代半ば）③本格化の時期（〜第一次世界大戦）の三段階にわけている。[14] 都市化という社会の大きな変化を考慮すると、住宅改革者たちの発想に時をへるにつれなんらかの変化がみられることが予想されよう。

本稿は、世紀中葉にあっては標準的な住宅改革構想をいだいていた中央協会の機関誌の住宅関連記事を分析することで、先にのべた問題に答えていく。分析のさいに第二章で確認する中央協会とその機関誌の性格上、「運動」（実際の住居建設など）の側面は捨象せざるをえないことをここであらかじめ断っておく。一八四八年から一九一五年まで発刊された中央協会の機関誌を分析対象とするのは次の理由による。中央協会は、世紀中葉から第一次世界大戦まで存続した、ドイツにおけるほぼ唯一の社会政策組織である。[15] この時期は、従来の研究の観点からすると、住宅問題がドイツで認識された時期から、「社会的住宅建設」の基盤の確立によって運動が一つの段階に達した時点と重なる。そして、この間、第二章で確認

するように、中央協会は様々な住宅改革運動と関係をもっており、その機関誌に住宅改革運動の動向が反映していると考えられるのである。

① ベルリン市参事会員クノーブラオッホの言葉。E. Knoblauch, Warum werden in Berlin nicht mehr Gebäude mit kleinen Wohnungen gebaut? in: *Mitheilungen des Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen* (hg. von W. Köllmann und J. Reulecke, 1980), Neue Folge 1-3, o. J., S. 2125. 以下この雑誌は *Mittheilungen* と略記し、頁数は一九八〇年に復刊されたさいに編集者がつけた通し頁数を使う。

② 拙稿「一九世紀中葉ドイツの住宅改革運動」『西洋史学』一六六、一九九二年。（以下「住宅改革運動」と略）。

③ ロンドンについては、ロバート・フィッシュマン『ブルジョワ・ユートピア――郊外住宅地の盛衰』勁草書房（小池和子訳）、一九九〇年、一四頁および三二頁を参照。パリについては、A.-L. Shapiro, Paris, in: M. J. Daunton (ed.), *Housing the workers, 1850-1914. A comparative perspective*, 1990, p. 34 を参照。

④ 「市民」「ブルジョワジー」「中間層」の弱さを強調する見解は、近年にいたるまで近代ドイツ史に関する通説的理解の一つであったといえる。こうした解釈とその問題点は、ドイツ「特有の道」論批判の書であるD・ブラックボーンとG・イリー『現代歴史叙述の神話――ドイツとイギリス』晃洋書房（望田幸男訳）、一九八三年を参照。

⑤ 「市民」再検討の試みは、政治史、社会史、家族史などきわめて多様なアプローチによってなされつつあり、ここでそうした動向を整理する余裕はない。ここでは、そうした研究のうち代表的なものをいくつかあげるにとどめる。J. Kocka (hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, 1988; D. Blackbourn and R. J. Evans (ed.), *The German Bourgeoisie. Essays on the social history of the German middle class from the late eighteenth to the early twentieth century*, 1991; L. Gall, *Bürgertum in Deutschland*, 1989. 「市民」などの概念史については、M. Riedel, Bürger, Staatsbürger, Bürgertum, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, 1, 1972（邦訳、リーデル「市民、公民、市民階層」『市民社会の概念史』以文社（河上倫逸／常俊宗三郎編訳）、一九九〇年）を参照。本稿で念頭におく「市民」とは、さしあたって、都市化の過程で都市に労働者が流入してくるにともなって生じた社会問題に対応を迫られた都市の上・中層住民のことをいう。

⑥ 拙稿「ドイツ三月革命前後の労働諸階級福祉中央協会」『史林』七三―三、一九九〇年。（以下「中央協会」と略）。

⑦ L. Gall, Liberalismus und "bürgerliche Gesellschaft". Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: *Historische Zeitschrift*, 220, 1975. ガル説とそれをめぐる議論については、拙稿「中央協会」三七―三九頁を参照。

⑧ 拙稿「中央協会」および「住宅改革運動」を参照。

⑨ J. Kocka, Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklungen und deutsche Eigenarten, in: ders. (hg.), *a. a. O.*, S. 26-33.

⑩ 住宅が歴史研究の対象としてとりあげられたのは、一九七六年のニートハンマーの論文以降のことである。L. Niethammer unter Mit-

arbeit von F. Brüggemeier, Wie wohnten Arbeiter im Kaiserreich?, in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 16, 1976; L. Niethammer (hg.), *Wohnen im Wandel. Beiträge zur Geschichte des Alltags in der bürgerlichen Gesellschaft*, 1979. 一九八五年までの住宅研究の動向については次の論文を参照。H. J. Teuteberg, Betrachtungen zu einer Geschichte des Wohnens, in: ders. (hg.), *Homo habitans. Zur Sozialgeschichte der ländlichen und städtischen Wohnens in der Neuzeit*, 1985.

⑪ クラッツの定義によれば、「社会的住宅建設」sozialer Wohnungsbau とは、①広い民衆層を対象とし、②国家・邦・自治体がそれぞれの役割をもちつつ積極的に関与し、そして③当局が融資や税制上の優遇措置などの多様な政策をおこなうことをいう。W. R. Krabbe, Die Anfänge des "sozialen Wohnungsbaus" vor dem Ersten Weltkrieg. Kommunalpolitische Bemühungen um eine Lösung des Wohnungsproblems, in: *Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte*, 71-1, 1984, S. 42. 「社会的住宅建設」成立史という観点は、住宅改革運動の「平均像」をめざしたシャンマーマンによる最新の研究にいたるまで一貫してみられる。S. Brander, *Wohnungspolitik als Sozialpolitik. Theoretische Konzepte und praktische Ansätze in Deutschland bis zum ersten Weltkrieg*, 1984; N. Bullock, The movement for housing reform in Germany 1840-1914, in: id. and J. Read, *The movement for housing reform in Germany and France 1840-1914*, 1985; J. Rodríguez-Lorez / G. Fehl (hg.), *Die Kleinwohnungsfrage. Zu den Ursprüngen des sozialen Wohnungsbaus in Europa*, 1987; C. Zimmermann, *Von der Wohnungsfrage zur Wohnungspolitik. Die Reformbewegung in Deutschland 1845-1914*, 1991.

⑫ R. Kastorff-Viehmann, Kleinhaus und Mietkaserne, in: Niethammer (hg.), *a. a. O.*; H. J. Teuteberg, Eigenheim oder Mietskaserne. Ein Zielkonflikt deutscher Wohnungsreformer 1850-1914 (以下 Teuteberg, 1987 と略), in: H. Heineberg (hg.), *Innerstädtische Differenzierung und Prozesse im 19. und 20. Jahrhundert. Geographische und historische Aspekte*, 1897; Bullock, op. cit., p. 73-85; Zimmermann, *a. a. O.*, S. 27-47.

⑬ J. Reulecke, *Geschichte der Urbanisierung in Deutschland*, 1985, S. 10f. (以下 Reulecke, *1985* と略)。

⑭ *Ebenda*, S. 9. 現代まで結程をもつロイレッケの研究は、二〇世紀の都市化の過程を①後退期（戦間期と第二次大戦後の再建期）、②行方の定まらない時期（六〇年代～）にわけている。*Ebenda*. 一九八〇年代になって盛んになっている都市化研究の代表的なものとして次の文献をあげておこう。H. Matzerath, *Urbanisierung in Preußen 1815-1914*, 1985; W. R. Krabbe, *Die deutsche Stadt im 19. und 20. Jahrhundert. Eine Einführung*, 1989; H. J. Teuteberg (hg.), *Urbanisierung im 19. und 20. Jahrhundert. Historische und geographische Aspekte*, 1983. (以下 Teuteberg (hg.), *1983* と略)。

⑮ D. Fricke (hg.), *Lexikon zur Parteigeschichte*, 1986 を参照。

一　ベルリンの都市化

本章では、中央協会の本部の所在地であるベルリンの都市化を概観しておく。ここで概観する都市化の状況は、住宅改革構想の変遷と密接な関係があるのだが、それはのちに確認する。また、中央協会はベルリンに限定された組織ではないが、本章でみる都市化の展開は他の大都市でも、程度の差こそあれ、大差ないとおもわれるので、ベルリンをとりあげることに問題はない。[1]

まず、本稿で対象とする時期のベルリンの人口の変動を確認すれば、一八四〇年に三二二、六二六人が住んでいた。[2]その後人口は急増し、ドイツ統一の七一年には八二七、〇〇〇人、そして一九一二年には二、〇九五、〇三〇人で第一次世界大戦前の最高を記録する。[3]この人口増加に対応するため四階以上の建物や、側翼・裏屋つきの建物を建ててより多くの人に住居を提供する工夫がなされた。[4]その結果、一土地区画あたりの居住者数が増加し、五〇年に四八人であったのが、七一年には五八人、そして一九〇〇年には七七人に到達する。[5][6]

このように建てられた建物に様々な社会層がどのように住んでいたかという問題[7]は、本稿の叙述の範囲をこえる。ここでは次の点のみを確認しておこう。当時の市民層の住居においては一住居に一家族という原則が確立し、また部屋ごとの機能が明確に分離していた。[8]他方、労働者の住居では市民層の住居とは対極的な状況がみられた。まず、部屋をまた貸ししたり、Schlafgänger をうけいれたりしたため、住居内に世帯主の家族以外の者が一緒に住んでいた。Schlafgänger とは、労働者の部屋の一角にベッドだけを借り、その労働者の家族と同じ空間で寝泊まりする人のことをいう。このような慣習があったのは世帯主の家族が自分たちの収入だけでは家賃を支払えないためである。[9]一つの住居に複数の世帯が住むことは衛生面、防犯面、そして道徳面で大きな問題をはらむと当時の市民層に認識された。つぎに、当時の労働者の住居では一つの部屋に台所、居間、寝室、作業場など複数の機能がもたされることが多かった。[10]とくに台所や作業場が独立し

ていないことは、市民層に衛生上大きな問題があると感じさせた。以上にくわえ、屋根裏部屋や半地下室といった劣悪な条件の部屋が住居としてかなり利用されていた。[11] こうした建物を建てる建築業者にも市民層は問題を感じていた。

では、以下ベルリンの都市化を、行論の必要から、インフラストラクチャーの整備、ベルリン周辺部の発展、そしてすみわけという三つの側面から順にみていこう。

インフラストラクチャーの整備については、交通機関の発展からとりあげていく。一九世紀中葉では交通機関の中心は、都市内の連絡手段としての乗合馬車、そして近郊とベルリンの間の輸送をになう鉄道馬車であった。鉄道はこの時期は大きな役割をはたしていない。[12] こうした状況は七〇年代になると変化の兆しをみせる。七一年からベルリンをとりかこむ環状鉄道の建設がはじまり、それは七七年一一月に完成をみた。ベルリンの中心部を通る Stadtbahn が七五年から七年の歳月をかけてつくられる。ベルリン中心部と郊外をむすぶ路線も次第に整備され、両者の連絡は充実していく。世紀転換期になると、鉄道馬車から路面電車への転換や道路交通を邪魔しないための高架・地下鉄道の建設がすすめられた。[13]

交通機関に関しては世紀中葉のありようが、七〇年代から変化を開始し、その変化が八〇・九〇年代に急速化したのだが、これは他のインフラストラクチャーについてもいえる。ガス供給は他に先駆けて一八四七年から市営で運営されていたものの、[14] 水道の本格的な供給は七〇年代からである。五六年からイギリスの会社が上水道を運営していたが、この会社による水の供給は十分なものといえなかった。そこで、七三年に水道運営の自治体化がなされ、以後水道網が整備されていく。ほぼ時を同じく（七六年）して、下水網の建設がはじまる。[15] 上下水道の整備はその後急速に進み、九〇年代初頭にはほぼ全世帯が上下水道網に接続した。[16] ほかにも、八四年に市営電力会社の設立を見、八〇年代に中央屠殺場・中央市場・一三の屋内市場の開設などの食料供給機構の整備がおこなわれた。[17]

ベルリン周辺の都市の発展に眼を移そう。

世紀中葉の状況をみると、一八世紀に作られた市壁がまだベルリンの中心部の四キロ四方の空間をとりかこんでいた。

ベルリンの行政区域も市壁内の地域を中心に狭く、三五一一ヘクタール程度である。[18] 市壁は六七年に取り壊されるが、当時はまだ周辺部の都市の発展もそれほどではない。ベルリンおよびその周辺の人口は圧倒的にベルリン市内に集中していた。一九二〇年にベルリンは周辺の自治体を合併して大ベルリンを形成する。その大ベルリンの地域の人口全体に旧ベルリン地域の人口がしめる割合を過去にさかのぼってみると、一八七〇年には九〇％と圧倒的多数の人が旧ベルリンの領域に住んでいた。この数字は、その後旧ベルリンの割合が低下する方向に変化する。一九〇〇年には旧ベルリンの割合は七〇％となり、それが第一次世界大戦後の一九一九年には五〇％と半分をしめるにすぎない。先にみたようにベルリンそのものの人口はこの時期も増大をつづけており、この変化は周辺部の諸都市の発展に帰せられるものである。たとえば、ベルリン西郊のシャルロッテンブルクは、一八七一年に人口二万人にすぎなかったが、一九一九年には三二五、〇〇〇人と、五〇年弱の間に一六倍強にその人口が増大している。[19]

人口の面からみると世紀中葉ではきわめて狭かったベルリンの都市空間が、時をへるにつれて周辺部まで拡大していったのである。

最後に、すみわけについてとりあげよう。

世紀中葉であってもある程度のすみわけはみられ、中心部と西部には裕福な階層、そして北・東・南の地域には労働者がすんでいた。[20] ただし、前者の地区でも条件の悪い屋根裏、地下室、裏屋には労働者がすみ、また後者でも工場主は工場の近くの労働者地区に住居を設けた。[21] 世紀中葉にあってはいまだ様々な階層が軒を接して暮らしていたのだが、都市化が進むにつれ、市内のすみわけが次第にはっきりし、当時の人々もそれを意識するようになる。まず、市の中心部が「シティー」としての性格を強めた。つまり、居住人口が減少し、行政、商業、金融などの機能をもつ建物が増加したのである。また、南西部が裕福な層の居住地であり、北・東・南の地域が労働者の居住地であるという世紀中葉以来の特徴はよりはっきりしたものとなった。労働者地域のなかでも、中心部から遠くなるにつれ社会階層が低下していく傾向がみられた。[22]

以上、都市化の進展によって世紀転換期頃になるとベルリンは、世紀中葉とはその様相がかなり異なってしまったことを確認したうえで、次章では中央協会と住宅問題の関わりをみていく。

㉑ Reulecke, *1985* を参照。

㉒ G. Liebchen, Zu den Lebensbedingungen der unteren Schichten im Berlin des Vormärz. Eine Betrachtung an Hand von Mietpreisentwicklung und Wohnverhältnissen, in : O. Büsch (hg.), *Untersuchungen zur Geschichte der frühen Industrialisierung vornehmlich im Wirtschaftsraum Berlin / Brandenburg*, 1971, S. 309.

㉓ W. Ribbe (hg.), *Geschichte Berlins. Von der Frühgeschichte bis zur Gegenwart*, 1987, S. 693.

㉔ *Ebenda*, S. 665f.

㉕ Bullock, op. cit., p. 21.

㉖ Ribbe (hg.), *a. a. O.*, S. 700.

㉗ この点については Niethammer, a. a. O. を参照。

㉘ J. Petsch, *Eigenheim und gute Stube. Zur Geschichte des bürgerlichen Wohnens*, 1989, S. 30–39.

㉙ Liebchen, a. a. O., S. 281f. ; Niethammer, a. a. O., S. 115–122.

㉚ H. Zinn, Entstehung und Wandel bürgerlicher Wohngewohnheiten und Wohnstrukturen, in : Niethammer (hg.), *a. a. O.*, S. 21f.

㉛ Niethammer, a. a. O., S. 69.

㉜ Ribbe (hg.), *a. a. O.*, S. 668f.

㉝ *Ebenda*, S. 733–739.

㉞ P. Clauswitz, *Die Städteordnung von 1808 und die Stadt Berlin*, 1908, S. 170–172.

㉟ Ribbe (hg.), *a. a. O.*, S. 710–712.

㊱ *Ebenda*, S. 704.

㊲ *Ebenda*, S. 713–719. 一九世紀末のベルリンの食料供給機構の整備に関する邦語文献として、南直人「近代都市における食料品流通と市場――一九世紀末ベルリンの市場改革をめぐって」『帝国学園紀要』一七号、一九九一年がある。

㊳ Ribbe (hg.), *a. a. O.*, S. 662f.

㊴ *Ebenda*, S. 693.

㊵ Liebchen, a. a. O., S. 297f. ; H. Fassbinder, *Berliner Arbeiterviertel 1800–1918*, 1975, S. 56f. 川越修『ベルリン　王都の近代――初期工業化・一八四八年革命』『ネルケ書房』一九八八年、一二一一四頁。

㊶ Fassbinder, *a. a. O.*, S. 95f.

㊷ H. J. Schwippe, Zum Prozess der sozialräumlichen innerstädtischen Differenzierung im Industrialisierungsprozess des 19. Jahrhunderts. Eine faktorialökologische Studie am Beispiel der Stadt Berlin 1875–1910, in : Teuteberg (hg.), *1983*.

二　労働諸階級福祉中央協会と住宅問題

まず、中央協会の歴史[1]を概観しておこう。

中央協会は、一八四四年に開催されたドイツ関税同盟工業博覧会をきっかけとして、当時顕在化しつつあった労働者の貧困問題に対処するために成立した。だが、規約が内務省に承認されなかったため中央協会は正式に活動ができなくなる。一八四八年になると状況が変わる。パリの二月革命の情報がベルリンにもたらされると、内務省が中央協会に当局と市民の間の仲介者の役割を期待するようになった。その結果規約が承認されるなど、中央協会が正式に活動をおこなう環境ができあがり、中央協会は積極的な活動にのりだす。三月革命も一段落してのち一八五〇年には組織を再編成し、中央協会はその活動を社会問題・社会改革に関する情報の収集・普及に限定した。この活動方針はその後大きく変化しないが、一八七一年に規約が改正され、協会の活動領域がそれまでのプロイセンからドイツ全体に拡大されたことはのべておく必要がある。最終的には中央協会は、第一次世界大戦が勃発すると一九一五年に解散し、その七〇年におよぶ活動に終止符をうったのである。

こうした活動をおこなった中央協会であるが、世紀中葉にあってはプロイセン・ベルリンの「社会改革者の結集点[2]」であったといえる。一八六〇年代以降、同種の団体が相次いで設立されると、それらの団体の背後に隠れた形になりその活動はめだたなくなる。社会調査や請願活動など積極的な活動をくりひろげた社会政策学会[3]などと比較すると、情報の「収集と普及」にその活動を限定した中央協会は地味であることは否定できない。だが、他の社会政策・改革組織と人的に交流があった[4]こと、幅広い領域の題材を集めた機関誌を継続的に発行したことから、中央協会は社会政策・社会改革者の情報の交換の場としての機能を十分にはたしていたとおもわれる。

協会員数の変遷を大まかにたどると、三月革命がおこった一八四八年には三四四人が加入していた。それが革命が終息

表1　職業構成

	企業家	官僚	自由職業	市関係者	手工業者	貴族	その他	団体
1850	46.1	34.1	7.4	4.6	3.7	2.3	1.8	0
1870	40.0	16.6	12.0	3.4	1.1	8.6	6.3	12.0
1890	29.4	10.5	8.4	1.8	1.4	1.9	19.4	27.2
1910	22.5	8.1	2.7	0.8	1.1	1.3	10.5	52.9

1850年については *Mittheilugen*, 7, 1850, S. 759-766, 70年については *Der Arbeiterfreund*, 8, 1870, S. 216-221, 90年については *ebenda*, 28, 1890, S. 624-656, 1910年については *ebenda*, 48, 1910, S. 436-509 所収の協会員名簿から作成。「団体」は1団体＝1人として計算した。

すると脱退が相次ぎ、一八七〇年には一七六人と活動期間全体を通じての最低を記録する。七一年のドイツ統一以後になると全ドイツ的組織となったこともあって、協会員数は増大し一八九〇年には一一五三人と七〇年からの二〇年間で七倍にふくれあがる。その後はわずかに減少傾向となり、解散した一九一五年には八七四人になってしまう。[5]

協会員数はこのような変遷をたどったが、彼らの職業をまとめると表1のようになる。世紀中葉には企業家（工場主や商人）と官僚が中心となっていた。一九世紀末以降は各地の市参事会、商業会議所、企業などの各種団体の比重がまし、一九一〇年には協会員の半数以上をしめている。ただし、各種団体をのぞいた個人についてみると、企業家と官僚が二大職業勢力であることは中央協会の存続期間を通じて変わりないことは指摘しておこう。

以上中央協会の歴史を略述したが、中央協会と住宅改革運動との関係を次にみていく。従来の研究では、中央協会の機関誌の記事は世紀中葉を叙述するさいには言及されるが、[6]その後の時期については他の改革運動の背後におしやられた形になりとりあげられることはほとんどない。[7]前稿で、世紀中葉については中央協会の機関誌に掲載された記事は、当時の標準的な改革構想であることを明らかにした。[8]その後の時期に関してはここで明言することはできない。ただし、中央協会の機関誌に一九世紀の住宅改革運動の動向が反映していたことはたしかである。というのは、直接住宅改革にのりださなかったものの、設立から解散まで中央協会が住宅問題・住宅改革運動と関係を保っていたからである。

そうした状況をみていくと、一八四〇年代から五〇年代には当時のドイツ最大の住宅改革組織であるベルリン共同建築協会との間に深い交流があった。組織面や人的なつながりから

みると、中央協会そのものがこの団体に加入している。双方の会議に代表を派遣しあい、中央協会の機関誌にベルリン共同建築協会に関する記事が数回掲載された。個人のレベルでも具体的な人数はわからないが、両方の団体に参加した人も多くいた。建築顧問官エミッヒ Emmich やV・A・フーバー V. A. Huber などベルリン共同建築協会の初期の活動をリードした人物の多くは、同時に中央協会の協会員である。財政面でも中央協会は、一八四八年にベルリン共同建築協会に五〇〇ターラーを寄付し、五三年には国王からあたえられた七五〇〇ターラーでこの団体の株を購入している。[9]

ただし、こうした関係はベルリン共同建築協会の活動が順調にいっていた五〇年代初期までにすぎず、ベルリン共同建築協会の「停滞」後は両者の関係はしだいに疎遠になる。

一八六〇年代になるとドイツ経済者会議を舞台として住宅問題に関する議論がくりひろげられる。この議論には中央協会も積極的に関与し、実質的にドイツ経済者会議と中央協会の共催の形となった。[10] この議論が一段落してのち一八七〇年代になると、[11] 住宅改革運動は全般的に低調となるが、中央協会も住宅問題にめだった取り組みをみせていない。

住宅改革運動全体がふたたび盛り上がりをみせた八〇年代半ばになると状況は変わる。中央協会が音頭をとる形でベルリン小住居改善協会が設立されたのである。

これは、社会政策学会の住宅事情調査[12]（一八八五年）などを背景としつつ、中央協会が住宅改革への独自の試みをみせたものである。一八八五年一〇月以降、役員・委員会や総会で何度かこの問題が論議されたのち、[13] 一八八八年一一月にベルリン小住居改善協会が設立された。当時の代表的住宅改革組織の一つであるこの団体は中央協会がイニシアティブをとって成立したものだが、組織的には別個の独立したものとされる。ベルリンの土地価格・建築費の高さから労働者のための住居を新築することは最初から断念された。そのかわりに、既存の住宅を購入し、それを改造して衛生や耐久性の点で適切な住居にする、という方針がとられた。[14] ところが、実際には十分な採光や換気を確保するように改造できないことが明らかとなる。この状況をうけて小住居改善協会は住居を新築するという方向へ活動方針を移そうとし、改造という従来通

りの原則に固執する中央協会とその活動方針をめぐって対立していく。そして、九〇年には両者の関係は完全に悪化し、小住居改善協会は中央協会から袂をわかち、独自の活動をくりひろげる。[15]

また、この時期の機関誌をみると、社会政策学会の住宅調査、廃疾・養老年金法（一八九〇年）、協同組合法（一八八八年）など、[16]当時の住宅改革運動の発展に大きな役割をはたしたとされる事柄に関する記事がみられる。ほかにも、田園都市運動や国際住宅会議、そして全ドイツ住宅会議なども記事の題材としてとりあげられた。

このように世紀中葉と世紀末の二つの時期を中心として中央協会は住宅改革運動と関係を保ちつづけたといえる。つぎに中央協会の機関誌における住宅関連の記事の位置を確認しておこう。そのために中央協会の機関誌の変遷についてふれておかなければならない。

中央協会が機関誌の発行を開始したのは、一八四八年のことである。以後一九一五年まで発行される中央協会の機関誌の一貫した編集姿勢は、社会問題の情報の収集と普及、そしてそのさいに党派的活動や時事問題から超越し、中立的な立場をとるというものであろう。[17]

機関誌の変遷を時期ごとにみていくと、[18]最初は『労働諸階級福祉中央協会会報』[19]（以下『会報』と略）というタイトルで一八四八年から五八年にかけて発行された。この『会報』にはきまった編集者もおかれず、定期的な発行をしていなかった。こうした状況への反省から、一八五八年に『プロイセン労働諸階級福祉中央協会雑誌』[20]（以下『雑誌』と略）と名称が変更され、年四回の定期発行がめざされた。六二年まで発行された『雑誌』では、編集者としてヴァイス Dr. Weiß という人物をおいた。六三年になると『労働者の友』[21]と機関誌名が変更される。中央協会の機関誌は以後一九一五年の廃刊にいたるまでこの名称で年に四回ないしは六回のペースで発行された。編集長には新たに統計局官吏K・ブレーマー K. Brämer がなり、彼は七二年までその任にあたった。彼の後任は国民経済学者V・ベーメルト V. Böhmert である。彼は、一八七三年から廃刊される一九一五年まで四〇年近く『労働者の友』の編集長をつとめた。

表2　機関誌全体にしめる住宅関連記事の位置

	記事数			ページ数		
年代	総　数	住　宅	%	総　数	住　宅	%
1840	92	0	0	632	0	0
1850	208	11	5.29	2944	194	6.59
1860	400	35	8.75	3935	563	14.3
1870	423	18	4.26	4786	133	2.78
1880	759	39	5.14	5410	223	4.12
1890	913	34	3.72	5911	243	4.11
1900	643	16	2.49	5118	120	2.34
1910	293	7	2.39	2646	55	2.08
計	3731	160	4.29	31382	1531	4.88

Mittheilungen, 1848–1858; *Zeitschrift*, Bd. 1–4, 1858–1862; *Der Arbeiterfreund*, Jg. 1–52, 1863–1915 の目次より作成。

中央協会の機関誌の変遷は以上のごとくであるが、そこに掲載された住宅関連の記事数・頁数、そしてそれぞれの総数に対する割合をまとめたのが表2である。この表をみてまず目につくのは、一八六〇年代に中央協会で住宅問題への関心がもっとも高まったことであろう。これは中央協会も関与してドイツ経済者会議を舞台に住宅問題について論議されたことによる。つぎに一八五〇年代の数字が高いことも指摘しておこう。一八七〇年代に住宅問題への関心が低下したが、八〇年代・九〇年代とそれがふたたび増大した。一九〇〇年代以降になると住宅問題への関心が一八七〇年代のレベルまで低下している。

五〇・六〇年代と八〇・九〇年代の二回、中央協会の住宅問題への関心が高まったのだが、住宅関連の記事をその内容で分類したものを年代ごとに整理した表3をみてみよう。五〇年代や六〇年代は具体的な改革提案である「改革案」に記事の比重がある。八〇年代以降になるとこれが単なる事実報告である「報告」や「小記事」中心に転換する。

本章の叙述を手短かに整理すると、住宅改革との関係、そして記事の数量的側面からみて、中央協会の住宅問題への取り組みには盛り上がりをみせた二つの時期があった。この二つの時期それぞれで、どのような住宅改革構想・理想住宅像が語られていたかをみていこう。

表3　記事の種類分析（記事数）

年　代	改革案	報　告	小記事
1840	0	0	0
1850	6	4	1
1860	22	4	9
1870	5	9	4
1880	3	10	26
1890	6	12	16
1900	5	3	8
1910	2	4	1
計	49	46	65

「改革案」とは具体的な改革構想が語られている記事，「報告」とは住宅改革の実際の試みについての詳細な記録，そして「小記事」とは住宅改革団体の規約などを掲載した記事をここではいう。

① D. Fricke und M. Giersch, Zentralverein für das Wohl der arbeitenden Klassen, in: Fricke (hg.), *a. a. O.* 中央協会の研究史については、拙稿「中央協会」四二—四三頁を参照。

② J. Reulecke, *Sozialer Frieden durch soziale Reform. Der Centralverein für das Wohl der arbeitenden Klassen in der Frühindustrialisierung*, 1983, S. 267.（以下 Reulecke, *1983* と略）。

③ 一八七二年設立。

④ Reulecke, *1983*, S. 19–21.

⑤ Fricke und Giersch, a. a. O., S. 544.

⑥ Bullock, op. cit., p. 37; p. 40–50.

⑦ ベルリン小住居改善協会設立（本稿一一九頁—一二〇頁）との関係で言及される程度である。Ibid., p. 233.

⑧ 拙稿「住宅改革運動」四九—五一頁。

⑨ 同論文、四二頁および拙稿「中央協会」六五頁。

⑩ Bullock, op. cit., p. 45–48; Teuteberg, 1987, S. 37f. 拙稿「住宅改革運動」四九—五一頁。

⑪ Bullock, op. cit., p. 63–65.

⑫ ブロックは、労働者の住宅事情を統計的に明らかにしたこの調査が、住宅改革運動の再活性をうながすきっかけとなったと指摘している。Ibid., p. 65–70.

三　一九世紀中葉の住宅改革構想

この時期の中央協会の議論についてはベルリン共同建築協会やフーバーと対比しつつ前稿でもふれた。[①] 本稿では中央協会の住宅問題への取り組みのみに焦点をしぼり、それを前稿よりも詳細に追いつつ、前稿ではとりあげなかった改革案を

⑬ *Der Arbeiterfreund*, 24, 1886, S. 247f.; 25, 1887, S. 251–260; S. 532–540; 26, 1888, S. 282–286; S. 541–558.

⑭ *Ebenda*, 26, 1888, S. 555.

⑮ Bullock, op. cit., p. 233f.

⑯ 社会政策学会の住宅調査は本章註⑫、廃疾・養老年金法は、Bullock, op. cit., p. 230. そして協同組合法は本稿第四章一三四頁を参照。

⑰ たとえば、V. Böhmert, An die Leser! Aufgaben und Ziele des "Arbeiterfreund", in: *Der Arbeiterfreund*, 11, 1874 を参照。

⑱ R. Gneist, Der Central-Verein für das Wohl der arbeitenden Klassen in 50 jähriger Thätigkeit (1844–1894), in: *ebenda*, 32, 1894, S. 297–302. 機関誌の発行部数は協会員数をわずかに上回る程度であった。たとえば、一八八〇年代に協会員数は一〇〇〇人を越えたが、一八八七年の『労働者の友』の発行部数は一一二四部にすぎない。*Ebenda*, 26, 1888, S. 288.

⑲ *Mitheilungen des Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen*, 1848–1858.

⑳ *Zeitschrift des Central-Vereins in Preußen für das Wohl der arbeitenden Klassen*, 1858–1862.（以下 *Zeitschrift* と略）。

㉑ *Der Arbeiterfreund*, 1863–1915.

中心に分析をすすめていく。まず、大まかな論調の変化をおさえておこう。

中央協会が住宅問題に当初から関心をもっていたことは、設立時や三月革命中にだされた綱領文からよみとることができる。たとえば、一八四八年に規約が承認されてからだされた「地域活動と参加のよびかけ」（四月一四日）では労働者の状況改善手段が五項目のべられている。そのうち第四番目の項目は衛生面の改善についてだが、それに必要とされるいくつかの処置の一つとして「よい住居の創設」があげられている。[2] 綱領文章レベルのみならず、一八五〇年におこなわれた組織の再編時に設けられた一四の分科会にも住宅をあつかう第一二分科会があり、ここからも中央協会の住宅問題への関心がよみとれる。[3] こうしてみると、設立から一八五〇年代初頭にかけて中央協会は住宅問題に関心がなかったわけではない。ただし、住宅問題はベルリン共同建築協会の管轄であるという態度をとり、中央協会は積極的にとりくんでいない。[4]

こうした状況が変化し、『会報』にベルリン共同建築協会以外の住宅関連記事がはじめてのったのは、当該号に発行年が記されていないが、一八五三年ないしは五四年のことである。ベルリン共同建築協会の活動の「停滞」を背景に『会報』新シリーズ一巻三号に「ベルリンの小・中住居の状況について」という論題[5]で、住宅関連の改革案が二つ掲載された。機関誌のタイトルが『雑誌』と変更されてからは、エミッヒがベルリン共同建築協会への批判記事をしばしば掲載している。[6] また、それまでの記事ではもっぱらベルリンの住宅問題があつかわれていたのが、イギリスやスイスの改革運動が紹介されるようになった。[7] 外国の住宅改革運動を紹介するという傾向は、『労働者の友』時代にもみられる。[8]

一八六〇年代の『労働者の友』における住宅関連の記事をかたる場合もっとも注目に値するのは、ドイツ経済者会議を舞台におこなわれた住宅改革の議論に関するものであろう。五八年に「ドイツ・マンチェスター派」を統合して成立したこの団体は、毎年のように会議を開き、経済・社会上の問題を討論した。住宅問題も六四年の会議でまずとりあげられ、六五年と六七年の大会でもとりくまれた。

こうした動きに対して、『労働者の友』にはまず二号に協会長レッテの「住宅建設協同組合についてのドイツ経済者会

議メンバーへの書状」[9]という文章がのる。三号（一八六五年）に六五年の会議のために提出された意見書八種類[10]が掲載された。翌六六年の四号にこれらの意見書と六五年の会議での議論をうけた中央協会の意見書がのる。[11]六七年の会議では「自由放任主義」の原則が勝利をおさめ、会議が住宅問題を積極的にとりあげないことを決議した。それをうけて同年の五号にフーバーが「住宅難と私的投機」という論文で住宅改革の必要性をあらためて主張している。[12]

以上がこの章であつかう時期の中央協会機関誌の住宅関連記事の論調だが、以下時代順に機関誌に掲載された住宅改革構想を分析していく。

まず、一八五〇年代の改革案として、中央協会の委員でもある、建築調査官エミッヒの「ベルリンの小・中住居不足の原因と救済に関する考察」と題する論文[13]を分析しよう。彼はベルリン共同建築協会の創設メンバーの一人であり、五〇年代末までその役員をつとめる。五〇年代後半になると住宅改革運動の担い手としての性格を失ったベルリン共同建築協会を再三批判したうえ、最終的には脱退してしまう。[14]ここで分析する彼の論文は、先にのべた「ベルリンの小・中住居の状況について」という論題で書かれた二つの論文のうちの一つである。[15]執筆が五三年ないしは五四年であるこの論文では彼のベルリン共同建築協会批判はまだはっきりとはでていない。しかし、彼がベルリン共同建築協会の活動の停滞に対処するためにこの論文を書いているのは明らかである。[16]では、彼の議論を整理していこう。

彼は、建築用地の価格と建築費の上昇のため家賃があがっていることをひとまず認めている。しかし、こうした経済的要因よりも社会的要因のほうを住宅問題にとっての中心的な障害と考えている。彼はそうした障害として、住居を濫用しかねない多くの小賃借人と関わるさいの大家の不快感や不安をあげる。こうした感覚をもたらす建物は、規模の大きすぎるもの、多くの住民が雑多に住んでいるもの、そして裕福な階級と貧しい階級の住居が一緒になっていないものである。彼の理想の建物は、次の引用文のようにこうした建物とは対極的なものといえる。

「新しい市民の住居の建物は大きくならないように建てられ、だができるだけ大小の住居は適切に分離し、せいぜい一六から二〇

の住居が一つの土地に集められ、同時に大きく・家賃の高い住居が魅力的な位置・豊かな施設を、小さく・安い住居がよくない場所とつつましい施設をわりあてられる。[17]」

空間的に独立した大小の住居を集めたこうした建物には安全、衛生、快適さが要求される。建物を建てる場所としては、「市のあまりへんぴではない地域」がよい。そして、家賃についての試算がなされるが、そこで念頭におかれているのは玄関、台所、寝室、居間と機能分離がなされている市民層の住居である。彼は、以上のような住居を建設するために、市当局や共同建築協会による土地の貸与・奨励金が必要であると主張する。ベルリン共同建築協会をその方向に改造するか、新しい株式会社を設立するかを考慮するに値する課題として論文をしめくくっている。

エミッヒにおいても、当時の住宅改革構想の中心である「混合居住」を軸とした住宅改革案がのべられている。そして、五〇年代後半から六〇年代前半にかけて、「混合居住」が中央協会機関誌の住宅改革案の主流となったことは疑いをいれない。『雑誌』編集長ヴァイスは「混合居住」の道徳面の利点を強調し、[18]『労働者の友』編集長ブレーマーも、「混合居住」を理想とし、パリではそれが崩壊したのに、ドイツでは「混合居住」が現実に存在すると認識している。[19]

もっとも、住宅問題をとりあげた論者すべてが「混合居住」に言及しているのではない。開業医クリーガー Krieger は、五六年の論文でベルリンの地下住居の悪弊を衛生面から論じ、地下住居を極力使わないように要望している。[20] ただし、住民の社会関係までたちいって議論しないこうした改革案は、本章で対象とする時期全体でも例外であり、彼と次にとりあげるゼンフトレーベンのみである。

五〇年代から六〇年代前半に中央協会の基本的論調が「混合居住」であったことを確認したうえで、つぎにドイツ経済者会議でおこなわれた議論のさいにだされた意見書を分析する。まず例外的な論調としてロンドン在住の軍医[21] H・ゼンフトレーベン H. Senftleben の論文「農村労働者住居の衛生的施設について」[22]をとりあげてみよう。

大都市だけではなく、小都市や農村でも快適な住居が作られていないと認識する彼は、プロイセン東部諸州の農村労働

者の住居に対する長年の観察からこの論文を執筆している。住居の目的として健康を損なうことなしに外界の危険から人を守ることをあげたうえで、彼は静寂や自己教育をもたらすという観点から一家族のための一戸建てを推奨する。そして、彼は住居に必要な条件について議論する。住宅の周辺の状況からはじめて、部屋の酸素量、床、天井、壁、窓、ドア、照明、家畜小屋、そして農村住民の共用施設について、衛生的観点から詳細にそうした条件がのべられている。ただし、これらの点を逐一紹介するのは紙幅の都合上困難である。ここでは、トイレについての彼の主張を整理しておく。

トイレは家畜小屋にもうけられるが、まず、家畜小屋そのものが、衛生上住居から最低十歩はなれたところに設けられなければならない。そして、トイレは東部諸州の労働者には贅沢品である。トイレを使うことは好まれず、下層農民は便器に腰掛けるよりも、しゃがんで排便することを好む。この点で「日本人の仲間」であるとゼンフトレーベンは指摘する。東部諸州の農民は便器に座ることを拒否し、また腰掛け便器を使ってもかえって汚してしまうので、床にあいた穴から排泄物を下に落す単純な「日本式」がよい。

ゼンフトレーベンの論文は、農村の住宅問題をとりあげている点、そして住人間の社会関係をほとんど議論せず、住居の衛生面を徹底的に考察しているという点で、クリーガー同様当時の住宅改革の議論のなかでも特異な存在といえる。しかし、『労働者の友』をみるかぎり彼のこうした議論は反響をよばなかったようであり、ドイツ経済者会議の議論でだされた意見書での主流は「混合居住」を軸とする住宅改革構想である。具体例として、エンデとベックマン Ende & Böckmann の「労働者住居の成立とその健全・適切な構造への建築警察規定の影響について」という論文[23]を分析しよう。

一八三〇年代生まれの彼らは、六〇年にエンデとベックマン建築事務所を開設したばかりであった。彼らは母校であるベルリン・バウアカデミーの教授をつとめ、のち建築顧問官にもなった。[24]

労働者の住宅問題は都市、とくに大都市で問題となるという認識のもと彼らは議論を展開する。まず、ドイツや外国の建築警察規定では、通気の悪い、湿った、不完全な住居の建築をふせぐ善意の規定があることを指摘する。ところが、厳

しい条件が設定されてしまうため、小住居の成立を妨げているのが現状である。

そこで、彼らは建築協同組合による労働者アパートの建設をすすめる。そのさい、労働者は自分たちだけのアパートに住むことに関心をもたない。また、賃貸住居の所有者は、労働者に礼節と清潔を望む。ところが、労働者だけのアパートでは、そのための刺激と模範に欠ける。そこで、彼らは優秀な者と労働者が一つの屋根の下に「混合居住」するように主張するのである。「混合居住」という理想像を根底において、建築の実務家である彼らは建築条例の規定について議論をすすめる。ベルリン、ロンドン、ヴィーン、パリの建築条例を紹介したのち、彼らは主張を三点にまとめている。①建築条例の規定は、行き過ぎた要求でかえって小住居建設を困難にしないように注意しなければならない。彼らが最低限確保しようとするのは、十分な防火、竣工後の完全な乾燥、採光である。②都市計画案の確定のさいには、建築業者に小住居建設をうながすような道路をもうけることを考慮する。③イギリスやフランスの法律がたたき台となる。

以上、分析してきた一九世紀中葉における中央協会機関誌の住宅改革構想の特徴をここでまとめておこう。一番特徴的であるのは、市民層と労働者が一緒に住み、前者が後者に市民的価値観というよい影響をあたえるという発想である。この「混合居住」という発想が、当時の中央協会で理想的な住人間の社会関係と考えられたのである。この発想を中心として、衛生、道徳、秩序といった点が住環境に期待され、市民層の住居をあたえることが意図されている。改革の担い手としては建築協同組合が考えられている。

ただし、この時期の改革構想は住居そのものに限定され、インフラストラクチャーや都市計画と結びつけられることはほとんどなく、労働者住居の美観が議論されることもない。また、住宅問題といえば都市のものであり、農村の住宅問題をとりあげたゼンフトレーベンの議論は特殊なものである。

こうしたゼンフトレーベンの特殊さは、農村の住宅問題を題材としたことに限られない。彼は、『労働者の友』の六号から七号（一八六八年～六九年）に四回にわたって「住宅問題の意義と進歩」[25]という論文を連載している。総計一二一ペー

ジという量的な面のみならず、その内容でもこの論文は当時の中央協会の議論を一歩突きぬけている。本章をしめくくる前にこの論文を分析しておこう。

まず、ゼンフトレーベンは、住居の快適、清潔、建築上の美しさが民衆の風俗の精神的発展・美化の尺度であるという認識のもと、三点ほど議論の前提を指摘する。第一に、建築術、土木技術、地質学、土壌学、医学、化学、生理学といった学問の進歩を住宅問題の解決に役立てる。第二に、軍事上の関心が指摘される。常備軍から市民軍への移行にともない軍事・体育上の青年教育の必要が生じるが、それをこども部屋からはじめようというのである。最後に、鉄道と電信による空間の拡散によって都市と農村の間に均衡をもたらし、人口の大都市への殺到を防ぐ必要がある。

そして、彼は換気の必要性を強調する。換気の手段には「äußere Ventilation」と「innere Ventilation」の二つがある。「äußere Ventilation」とは、住居周辺の環境整備のことであり、舗装の改善、地面の乾燥、道路の汚れの除去、下水溝の整備などが例としてあげられている。「innere Ventilation」とは建物付属の換気装置のことをいう。

以上が一般論であり、それを土台に三部にわけてイギリス、フランス、ドイツの住宅問題についてゼンフトレーベンは紹介していく。

第一部「イギリスの住宅問題」ではイギリスの住宅事情、住宅関連立法、そして改革の試みが紹介されているが、それらからひきだしている彼の主張は次の三点に集約できよう。第一に、庭つきの持ち家を可能にする郊外の居住地こそが唯一健全な改革手段である。安価な通勤列車によって市の中心部と連絡する。当時の労働者は昼食を自宅でとるという習慣があったが、この昼食の供給という問題もロンドンに共同食堂をもうけることで解決できる、とゼンフトレーベンは考えている。建物の外見についての言及が第二点である。つまり、多数の家族のための大規模な貸家に加えられる単調な外見という批判に対して、イギリスの建築技術は進歩をみせている。イギリスの労働者の住居は、裕福な人のそれと同様の外見なのである。最後に、第三点として衛生・建築行政・融資などの点で国家による住宅管理を主張している点があげられる。

フランスをあつかった第二部ではおもにパリ万国博覧会（一八六七年）の住宅関連の展示物が論じられている。建物の材料、内装、窓、暖房器具、換気装置、配水管、下水・トイレ、家具一般が紹介されている。こうしたものに必要であると彼が強調しているのは、安価、衛生、耐久性である。[29]

第三部「ドイツの住宅問題」では、ベルリン共同建築協会の「失敗」と一八六四年のベルリンの人口調査を念頭に、ドイツで必要な改革手段をのべている。まず、都市の建築警察条例で、建物の大きさや構造、居住者の密度を規定する必要がある。新市区をもうけるさいには最初から土地の大きさ、上下水道、舗装、道路、住居の密度などについて詳細な計画を造るべきである。郊外の邸宅都市が住宅問題解決の唯一の手段であり、これこそが将来の都市計画の原則となる。当局の援助も求められるが、自治体には衛生警察・土地や道路の監視、建物の配置が義務となり、州や国家には融資がその任務としてあたえられる。市改造の特別な計画も考慮されている。そこでは、道路を直線にして土地を節約することや道路と広場への植樹などが議論されている。農村についても人間の住空間を家畜小屋から分離するように要求している。最後に、住宅問題の解決のためには私的投機だけでは十分ではないとして、裕福・教養階級の関与や法の影響力の必要性が確認される。[30]

このゼンフトレーベンの論文が、当時の中央協会の議論とは一線を画すのは明らかであろう。中央協会の一般的な議論では改革対象が住宅そのものに限られるが、ゼンフトレーベンにあっては、都市計画的発想が住宅改革構想にとりいれられている。安価な交通手段によって結ばれた郊外住宅地構想も語られ、都市の枠組みをこえて住宅問題の解決をはかろうとしている。こうした発想からすれば、次の引用文に示すような一種の都市社会像が生じてくるのも当然であろう。

「変化しつつある都市構造に関する理想によれば、（中略）道路は直角に交差する。その道路には、交差点で斜めに走る道路がつながる。それらの道路は、中央部で表通りの裏側にある、公園となっている広場に流れこむ。寝室、居間、そしてこども部屋、ならびにバルコニーとベランダは、都市の肺とされるこの静かな広場にむけられ、事務所や労働の場はその正面を神経と筋肉を表す通り

による。この種の比較がさらに許されるのなら、公園にある市庁舎は脳に対応する。[30]」

もっとも、このゼンフトレーベンの議論は、農村の住宅問題をあつかった六五年の論文同様、『労働者の友』をみる限り反響がなかったようである。彼の構想は当時のドイツ・ベルリンの状況のもとではまだ説得力をもたなかったといえよう。このことはまた「混合居住」を軸とする改革構想の根強さを別の角度から示している。都市全体との関わりのなか住宅問題を考える彼の視点は、彼がイギリスに住んでいることに帰せられるのかもしれない。そうしてみれば、彼の改革案は当時のドイツの住宅改革運動のなかでは異質な存在であったと結論づけられよう。

一八七〇年代となると、ドイツ全体の住宅改革運動が停滞したことを反映して、『労働者の友』の住宅関連記事は質・量ともに精彩を失う。[31] しかし、八〇年代になると状況は変わる。それ以降の住宅改革の議論を章をあらためてみていこう。

① 拙稿「住宅改革運動」四九頁。

② *Mittheilungen*, 1, 1848, S. 25.

③ *Ebenda*, 7, 1850, S. 743.

④ Gneist, a. a. O., S. 308.

⑤ *Mittheilungen*, Neue Folge 1-3, o. J., S. 2124-2135.

⑥ W. Emmich, Betrachtungen über den Stand des Unternehmens der gemeinnützigen Baugesellschaft und über neuere Vorschläge zur Abhülfe der Wohnungsnot in Berlin, in: *Zeitschrift*, 2, 1859; ders., Erwiderung auf die Auslassung des Vorstandes der gemeinnützigen Baugesellschaft, in: *ebenda*, 3, 1860. (以下 Emmich, 1860 と略)。

⑦ Ders., Vergleichende Bemerkungen über die Bestrebungen, zur Verbesserung der Wohnungs-Verhältnisse der arbeitenden Klassen, in verschiedenen Länder, namentlich in England, in: *ebenda*, 1, 1858; ders., Beleuchtung der gekrönten Preisschrift des Dr. W. Braring, in Celle, Wie Arbeiterwohnungen gut und gesund einzurichten und zu erhalten sind? in: *ebenda*, 2, 1860; V. A. Huber, Die Wohnungsfrage in Frankreich und England, in: *ebenda*, 2, 1859 und 3, 1861. ヒュッヒの一八五八年の論文はイギリス、六〇年の論文はスイスの住宅改革運動の紹介である。

⑧ K. B (rämer), Arbeiterwohnungen in Paris, in: *Der Arbeiterfreund*, 1, 1863(以下 Brämer, 1863 と略); ders., Ueber Häuserbau-Genossenschaften, in: *ebenda*, 2, 1864. ブレーマーの六四年の論文は、イギリス、フランス、オランダ、ベルギー、スイス、そしてドイツの住宅改革の試みを紹介したものである。

⑨ A. Lette, Anschreiben an die Mitglieder der Kommission des Kongresses deutscher Volkswirthe über Häuserbau-Genossenschaften, in: *ebenda*, 2, 1864.

⑩ 本章で分析する二つをのぞいた六つの意見書はつぎの通りである。V. A. Huber, Ueber die geeignetsten Maßregeln zur Abhülfe der

Wohnungsnoth; R. Klette, Die Wohnungsfrage vom Standpunkte der Technik aus; K. Brämer, Die nützlichen Baugenossenschaften in England; ders., Die permanente Benefit Building Society von Leeds; L. Parisius, Die auf dem Prinzip der Selbsthülfe beruhende Baugenossenschaft; ders., Bericht über die in Deutschland bestehenden Baugesellschaften und Baugenossenschaften, in: *ebenda*, 3, 1865. クレッテとパリジウスの意見書については、拙稿「住宅改革運動」五〇頁を参照。当時の代表的住宅改革者フーバーの改革構想の変遷については、同論文、四五―四八頁を参照。

⑪ Der Vorstand des Centralvereins, Weitere Behandlung der Wohnungsfrage seitens des Centralvereins in Preußen für das Wohl der arbeitenden Klassen, in: *Der Arbeiterfreund*, 4, 1866.

⑫ V. A. Huber, Die Wohnungsnoth und Privatspekulation, in: *ebenda*, 5, 1867.

⑬ W. Emmich, Betrachtungen über Ursache und Abhülfe des Mangels am kleinen und mittlern Wohnungen in Berlin, nebst Ermittelungen über die Anlagekosten und die Ertrags-Verhältnisse von Grundstücken verschiedenen Umfangs, mit bürgerlicher Einrichtung in: *Mittheilungen*, Neue Folge 1–3, o. J.（以下 Emmich, o. J. と略）。

⑭ Emmich, 1866.

⑮ もう一つのクノープラオホの論文（「はじめに」註①）については、拙稿「住宅改革運動」四九頁参照。

⑯ Emmich, o. J., S. 2127.

⑰ Ebenda, S. 2128.

⑱ フーバーの論文「フランスとイギリスの住宅問題」（本章註⑦）へのコメントとしてのべている。*Zeitschrift*, 3, 1861, S. 209.

⑲ Brämer, 1863, S. 425.

⑳ Dr. Krieger, Ueber die Kellerwohnungen in Berlin, die nachtheiligen Einflüsse derselben auf die Gesundheit der Bewohner und Vorschläge zu deren Abhülfe, in: *Mittheilungen*, Neue Folge 2–3, 1857.

㉑ *Der Arbeiterfreund*, 8, 1870, S. 221.

㉒ H. Senftleben, Ueber gesundheitsgemäße Einrichtung ländlicher Arbeiterwohnungen, in: *ebenda*, 3, 1865.

㉓ Ende & Böckmann, Ueber den Einfluß der Baupolizeivorschriften auf das Entstehen von Arbeiterwohnungen und deren gesunde und angemessene Gestaltung, in: *ebenda*.

㉔ のち来日し官庁集中計画にもたずさわった彼らの経歴については、藤森照信『明治の東京計画』岩波書店、一九九〇年（同時代ライブラリー版、初版は一九八二年）、二六八―二六九頁を参照。

㉕ H. Senftleben, Die Bedeutung und der Fortschritt der Wohnungsfrage, in: *Der Arbeiterfreund*, 6, 1868; 7, 1869.

㉖ フーバーの「フランスとイギリスの住宅問題」という論文（本章註⑦）が一一九頁あるが、これらの国の住宅改革の試みの紹介という性格が強い。具体的な改革構想がうかがえる記事のなかでは、クリーガーの五七年の論文（本章註⑳）が三一頁、フーバーとパリジウスの六五年の論文（本章註⑩）が三〇頁あるにすぎない。

㉗ *Der Arbeiterfreund*, 6, 1868, S. 365–400.

㉘ *Ebenda*, 7, 1869, S. 82–116.

㉙ *Ebenda*, S. 214–230; S. 376–405.

㉚ *Ebenda*, 7, 1869, S. 384.

㉛ 一八七〇年代の『労働者の友』で具体的な構想がうかがえるのは、編集長V・ゲーメルトによるウィーン万国博覧会の労働者住居関連展示

物の報告のみといえる。そこでは、鉄道による通勤といった新しい要素が言及されているものの、構想の中心は「混合居住」のままである。

V. Böhmert, Die Arbeiterfürsorge auf der Wiener Weltausstellung, mit besonderer Beziehung auf die Arbeiterwohnungsfrage, in: *ebenda*, 12, 1874.

四　一九世紀末の住宅改革構想

一八八〇年代になって『労働者の友』にドイツやヨーロッパ各地の住宅改革の試みが紹介され、[1] 住宅改革関連文献の書評[2]が掲載されるなど、中央協会に住宅問題への関心がふたたび高まっていく。こうした動きの最高点が、一八八五年から八八年にかけてのベルリン小住居改善協会設立への試みであろう。それをうけて、八〇年代後半に中央協会の住宅問題への関心は非常に高くなり、それは九〇年代まで持続する。ところが、第二章で確認したように、世紀が変わると継続的に『労働者の友』に住宅関連の記事は掲載されるが、関心の低下は否定しようがない。

この時期に掲載された住宅関連の記事は、第二章でみたように、実際の住宅改革の紹介が多く、改革構想が語られているものはすくない。ここでは、さしあたって具体的な改革構想がうかがえる一八九〇年前後の二つの記事を分析する。

時代順に、A・グンプレヒト A. Gumprecht の「労働者住宅問題」という論文[3]（一八八七年）からみていこう。協会員名簿によれば、彼は一八七六年に中央協会に参加し、チロルに在住しているが、職業の記載はない。[4]

彼は、労働者の悲しむべき住宅状態の改善が他の社会改革の成功の不可欠の前提条件と認識しつつ議論を展開する。まず、自分の家を sweet home と感じる人であれば、自分が住む自治体を誇りにおもうであろう。逆に、自分の家を悲惨と堕落の洞穴と感じる人ならば、社会を敵とする。そこで、都市に住む貧困階級に「住宅に対する感性」を身につけさせる必要がある。その感性は住宅改革によって次第に熟してくる。ところが、実際には悪い住環境のもと、礼儀、秩序、呼吸できる空気への感性をもたず、臭い、汚れ、有害小動物への感覚が鈍い世代が成長している。

こうした認識のもとグンプレヒトは、大都市に住宅難が生じるのは当然であると指摘する。農村や小都市から労働者が交通の中心地に流入しているが、小住居は作られず、古い建物は取り壊されるため、彼らのための住居が不足してしまう。

以上が一般論であり、それをうけてグンプレヒトは具体的な改革案をのべていく。

まず、住居の賃貸の具体的業務についてである。従来は、投機目的の建築家が家賃を搾取するなど、賃貸業務が不適切な人の手でおこなわれていた。こうした状況に対処するために、公共的性格をもつ協会が家賃を毎週徴収するのがよい。実際の家賃の徴収は「高潔な女性」によっておこなわれるのがもっともよい成果をもたらす。[5] 管理人は、退職した下士官が適任である。家賃を毎週支払うことや厳しい居住者心得が必要とされるが、救貧院の性格をもたせないように努力すべきである。

つぎに、都市自治体が鉄道馬車を購入し、運賃を安く設定することで周辺への住居の分散をうながすように彼はすすめている。そして、農村における住居の獲得を容易にするようにつとめる。農村では、畜産・野菜栽培が楽にでき、大都市よりも生活費が安い。自然、健全さ、夫婦の平安が保証され、こどもの教育が道徳的におこなわれる。残念ながら、こうした点は改革の対象とする階級から評価されない。つまり、娯楽、救済施設、そして家事手伝いなどの女性の副業の可能性が、都市への吸引力となっているのである。

周辺部に住民を分散させるという発想の延長線上に、郊外住宅地という考えがのべられる。この住宅地は、土地価格の問題のため都市から離れたところにもうけられる。おのおのの住宅地が、上下水道、道路、学校などの費用のかかる施設を必要とする。こうした住宅地では妻のための副業の機会が失われ、妻は都市に働きにいく夫に昼食を運べないという問題はある。また、労働者が他の社会階級との接触をまったく断たれたら、礼儀へのよい影響はなくなってしまうと、彼は「混合居住」と相通じる発想をのべている。

改革構想は以上のごとくであるが、その担い手については次のように議論する。

彼は、土地の無償譲渡や貸付などで自治体と国家の援助も望むが、労働者の自助こそが最善とする。そこで、労働者の建築協同組合がすすめられる。建築協同組合によって住居が建てられる場合、労働者がその住居と庭を所有することが、労働者と公共にとってもっとも望ましい。さらに、ゆずることのできないきまりとして、各家族ごとの別々の入口を設けることがある。逆の場合、礼儀や習慣に悪影響があり、家の秩序・家庭の平和を危険にさらしてしまう。

こうした住居を作る際の当局の対応として、彼は道徳、公共秩序、健康の維持に必要な処置を保証する法律の整備をあげる。その法律の実行を監督する国家官吏をもうけ、その官吏の権限を守らせるため監督官庁が必要となる。

以上のような構想が実現されれば、「怠慢で、汚い習慣に沈んだ人がもっともきれいな住居に引っ越したとしたら、それがどれくらい有用か?」という問題に肯定的な解答があたえられる。そして、どのようにしたら下層の多くの人々を適切な住環境に住めるようにできるかが問題となる。そのさい、不快な兵舎型住居 Kaserne は単純に拒否されず、一部屋だけの住居も否定されない。礼儀や清潔に関するぎりぎりの要求を満たす「最小住空間」の維持、一家族以上を許さないこと、そして Schlafburschen (=Schlafgänger) を濫用しないことにつとめなければならない。

最後に、彼は貧困階級の住宅難への有産身分の同情を喚起する必要があることをのべて、この論文をしめくくっている。

前章で分析した世紀中葉の改革構想とくらべるとかなり変化している。この点についてはのちに整理するが、グンプレヒトにあっては「混合居住」の発想がまだみられることは注意しておこう。だが、本章で対象とする時期の『労働者の友』の記事で「混合居住」をかかげるのは、グンプレヒトの論文のみである。つぎに、「混合居住」の建物への批判的な意見をのべている、K・ベーメルト K. Böhmert の論文「建築協同組合と新協同組合立法」[6](一八九〇年)を分析する。ただし、彼の経歴などは不明である[7]。その後の中央協会の住宅関連の議論に影響をあたえた[8]この論文は、一八八九年の新協同組合法を念頭において書かれている。この法律は、協同組合に関して有限責任を保証し、協同組合制度の発展に大きく貢献したものとされる[9]。

彼はまず自助による社会的悪状況の解決を期待する。ただし、住宅建設のような資本を必要とする問題では、無産者の個人的な自助では十分ではない。そこで、協同組合の関与による自助が主張される。そして、新協同組合法を念頭におきつつ、二部にわけて住宅改革についての議論を展開する。もっぱら新立法の規定を細かく検討した第二部[10]はここではあつかわず、「住宅問題の一般的状態」と題する第一部[11]を以下みていくことにする。

ベーメルトはまず建築業の認可、居間や寝室の空間の最小基準、各住居へのトイレの設置、地下住居の禁止、賃貸・また貸し・Schlafgänger の寝床の管理といった点での立法の必要性をのべて、集合住宅か一戸建てかという問題を議論する。

彼は、大都市では集合住宅だけしか理にかなった細民の住居はないと指摘したうえで、「混合居住」による集合住宅に批判をくわえる。私的な建築業では、収入の安定のために下の階に大住居、上の階に小さな住居を配置した建物を建てる。ところが、小住居への需要は大住居のそれよりもはるかに大きいためこうした構造の建物を建てていたのでは住宅難の解決はもたらされない。ベーメルトは、世紀中葉の住宅改革者が上の階級のよい影響があるという観点から理想とした「混合居住」の発想を需要・供給の観点から批判している。

では、理にかなった集合住宅をどのようにして建てたらよいのか？　彼は、悲惨な住居への建築警察の介入の必要性を指摘したうえで、この問題に担い手についてから解答していく。私的な建築業者はこうした住居を建てることに不快を感じるので公共的な性格をもつ私人、株式会社、協会、財団が担い手となる。国家や自治体は、建築用地の無償の提供、税の免除、貸付などで集合住宅の建設を援助する。

建物そのものについては、衛生と快適の要求が広く考慮にいれられ、とくに採光・換気・建物の高さと配置、各戸ごとの入口やトイレなどの点が重要である。また、共用の洗濯場、風呂場、談話室、休憩場、台所、食堂などが設けられる。ただし、ベーメルトは、独立した住居ではなく、共同生活を営むという社会主義者の主張には批判的である。労働者は作業場の厳しい規律ののち家庭で新たな規律におかれることを嫌い、家庭における自由を尊重するからである。

ベーメルトは集合住宅については以上のようにのべ、話を一戸建てにうつしている。

彼は、「自分の土地での家族の団らん」がもっとも理想的な住宅形態とする。協同組合によるこの種の住居建設という先駆はあるが、実際にはそれほどこの方向での住宅建設はおこなわれていない。

ベーメルトは、こうした住居の建設費を考察したうえで、土地価格に関して分析している。村や小都市では土地価格は、阻害要因とはならない。中心部からそれほど遠くない場所に比較的安い価格の土地をえることができるからである。一方、大都市内部やその周辺では、高土地価格のために庭つきの小さな一家族用住居は、市のもっともはずれか周辺の農村に建てざるをえない。大都市から離れてしまえば、その享楽、商業、そして仕事を失うという点でその魅力が損なわれるが、農村の平穏なよろこびを獲得できる。また、職場と住居が遠いために労働者がウィークデーに家庭の団らんを享受できないという問題が生じるが、鉄道、鉄道馬車など、それを克服するための交通機関が増えている。

以上の考えを発展させてベーメルトは、一戸建て住居を一〇〇ほど集めて作られる居住地について言及する。これは、まず、統一的かつ大規模に作られるために価格がひきさげられるという経済上の利点をもつ。隣同士の者が共通の利害をもち、社会的に近くなるという長所がある。ほかにも、消費組合、クラブハウス、娯楽の夕べなどが考慮される。

こうした居住地の美観についても彼はのべている。家並みが一直線で、単調になることに用心しなければならない。各戸ごとに、自由さ、多様性、装飾を必要とする。規模が大きくなればなるほど、単調さは抑圧的に作用し、逆に多様性は再生的に作用するのである。

ベーメルトは論文の第一部の最後で住居建築のための財源の調達を論じているが、会社、自治体、国家などの雇用者、公共的性格をもつ株式会社、そして建築協同組合の関与が求められている。とくに、ベーメルトは建築協同組合のドイツへの普及を望んでいる。

以上がベーメルトの論文の第一部の内容である。「混合居住」批判という点では前に分析したグンプレヒトと立場がち

がうことがまず目につく。しかし、他の点ではベーメルトとグンプレヒトの議論はほぼ一致しており、この一致点が八〇年代後半以降の中央協会の住宅問題についての共通認識といえよう。この共通認識についてはすぐ後で整理する。前章でのべたゼンフトレーベンの構想を想起させるこの一致点は、明確な改革構想をのべていない他の住宅関連の記事でも共有されているとみてさしつかえない。住宅改革運動の紹介であるそれらの記事で、都市計画的な発想をとりいれた試みが積極的に紹介されたり[12]、定期券や通勤専用列車も肯定的に語られたり[13]しているのである。また、家庭での休息の強調も話題としてとりあげられている[14]。

そして、この認識がその後も説得力をもち続けたといえる。世紀が変わってから書かれた唯一のまとまった改革案であるR・v・エルトベルク Dr. R. v. Erdberg の「労働者住居の美的構造」と題する論文[15]（一九〇六年）でも、以上に分析した二人とほぼ同じ議論が展開されているのである。

では、世紀中葉の構想と比較しつつ、そうした共通認識を整理していこう。

まず、建物そのものについては衛生、道徳、秩序などが求められ、これらの点は世紀中葉の改革構想と変化しているわけではない。以前同様、一住居に一家族の原則である市民の住居を労働者にあたえようとし、住居を所有することが理想とされる。また、改革の担い手に建築協同組合が考えられているのも同じである。

このように世紀中葉から一貫している点も指摘できるが、変化した点のほうが目につく。

第一に、世紀中葉にあっては改革の対象が住宅そのものに限定されていたのが、インフラストラクチャーに関しても住宅改革構想のなかで積極的に語られるようになっている。住宅を語る場合にも、インフラストラクチャーを通じて都市全体を考える必要性が生じてきており、住宅改革構想に強く都市計画的発想がはいりこんでいる。そうした発想の延長線上で、一戸建てを集めた居住地を都市から離れたところに設けることも主張され、そのさい農村と都市のちがいが強く意識されている。

つぎに、住宅そのものに関する議論にも重要な変化がうかがえる。「混合居住」という発想に積極的な意味があたえられないのである。たしかにグンプレヒトは「混合居住」を主張しているが、他の論者では「混合居住」に言及すること自体ない。ベーメルトは小住居への需要という観点から「混合居住」の建物を建てることを批判している。[16] こうして「混合居住」という発想が説得力を失ったのにともない、逆に労働者の住居にも sweet home、休息の場、団らんといったことが期待される。住居そのものということでは、労働者住宅の美についても議論されるようになる。

最後に、こうした住宅を作るために、自治体、邦、そして国家の援助・干渉をより求めるようになったことを指摘しておこう。

以上のような住宅改革構想の変遷を、第一章でみたベルリンの都市化の状況と対置すると、そこに対応関係がみられるのはあきらかであろう。第一章と同様、インフラストラクチャーの整備、都市空間の拡大、そしてすみわけの順にみてみよう。

まず、インフラストラクチャーの整備については七〇年代を境にしてその前後で大きく状況がちがうことを指摘したが、そうしたちがいが住宅改革の議論のなかに如実に反映している。世紀中葉の議論は、いまだインフラストラクチャーが整備される以前の段階のベルリン都市社会の状況に対応したものといえる。住宅改革を考える時、住宅そのものだけを対象とすれば十分なのであり、インフラストラクチャーや都市社会全体を考慮する必要はないのである。七〇年代以降にインフラストラクチャーが急速に整備されると、それが住宅改革者の議論にも積極的にとりこまれる。住宅を建設する場合上下水道や通勤の便を考慮しなければならなくなり、住宅改革構想でもインフラストラクチャーを議論する必要が生じてきたといえる。そして、インフラストラクチャーを論じることで、住宅だけではなく都市社会全体も視野に入ってきたのである。

つぎに、居住人口でみるとベルリンの都市空間が、世紀中葉は狭く限定されていたのが、次第に周辺に拡大したことをのべた。世紀中葉では、「市のあまりへんぴではない地域」に改革住宅の建設地を求めるエミッヒのように、狭い都市空間内部で住宅問題の解決を求めるのが自然な発想であった。逆に、都市空間の外に住宅問題の解決を求めるゼンフトレーベンのような構想にはまだ説得力が欠けていたといえよう。ところが、ベルリンの都市空間が外に拡大するようになると、交通機関の整備と相まって、都市周辺部に労働者住宅の居住地を設けるという発想が現実味を帯びるようになったと考えられる。

最後に、すみわけの進展についてである。筆者は前稿において、世紀中葉の住宅改革運動において「混合居住」が説得力をもった要因の一つとして、当時のベルリンに様々な階級が軒を接して暮らしていたという現実があることを指摘した。[17]「はじめに」で引用した発言が示すように、当時の住宅改革者はそうした状況が改革にとって非常に好ましいものと認識していた。したがって、「混合居住」という発想は、理想化がともなうとはいえ、当時の都市社会の現実から導きだされたものなのである。ところが、すみわけがはっきりし、それが住宅改革者に認識されるようになると、現実とのちがいが大きくなった「混合居住」という発想が説得力を失っていく。住居内での住人間の社会関係による規律化という側面が失われ、逆に sweet home や団らんという側面が強調されるようになるのである。ここで sweet home という言葉が使われたのは、ドイツの住宅改革運動がつねにイギリスのそれの影響をうけて展開したことによる。ただ、ベーメルトの指摘からうかがえるように、住居内での休息が強調されるようになった背景には、工場などにおける作業の規律化の進展も考えられよう。職場の環境が厳しいものであるという認識から、家族の休息の場としての住居という、市民層の住居に従来から期待されていた機能が、労働者の住居にも求められるようになったのである。

このように、中央協会機関誌の住宅改革構想の変遷は、都市化という当時の社会の変化を反映していたのであるが、都市計画の枠組みで問題の解決をはかる態度は、都市化が本格的に進んでいたという状況のもと、当時社会問題にとりくむ

人々にかなりひろくみられた。たとえば、C・ジッテ C. Sitte の影響のもと、「全体としての都市」を念頭におき、街の美観をも考慮にいれた都市計画がドイツで定着したのは、一八九〇年代以降のことといわれている。[18] また、住宅にとくに関連あるものとして建築条例の変化もあげておこう。地域ごとに建築規定に差を設け、都市社会全体の構造を考えた建築条例が、ベルリン市内には九七年、そして郊外に九二年に導入されている。[19] 中央協会の住宅改革構想の変遷も、こうした動きとなんらかのつながりをもちつつ生じてきたのであろう。

① 大部分が一〇頁以内の短いものであるが、一八七〇年代後半から、ドイツではグラッドバッハ (*Der Arbeiterfreund*, 15, 1877)、フレンスブルク (*ebenda*, 16, 1878)、リューデンシャイト (*ebenda*, 17, 1879)、ドレスデン (*ebenda*, 21, 1883)、ライプチッヒ (*ebenda*)、ビーレフェルト (*ebenda*, 23, 1885)、ボッフム (*ebenda*) など、ドイツ以外ではロンドン (*ebenda*, 21, 1883)、コペンハーゲン (*ebenda*)、ヴィーン (*ebenda*, 22, 1884)、ニューヨーク (*ebenda*, 23, 1885) などの改革の試みが紹介されている。

② P. Schmidt, Literatur über die Arbeiterwohnungsfrage (I), in: *ebenda*, 21, 1883; ders., Literatur über die Arbeiterwohnungsfrage (II), in: *ebenda*.

③ A. Gumprecht, Die Arbeiterwohnungsfrage, in: *ebenda*, 25, 1887.

④ *Ebenda*, 28, 1890, S. 655.

⑤ こうした形で住宅改革運動への女性の関与を求める考え方については、Zimmermann, *a. a. O.*, S. 119 を参照。こうした社会福祉に女性の関与を求める発想の背景には、社会福祉の大部分が家庭における再生産にかかわるものであり、それは女性の適性にあった仕事であるという認識がある。姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』勁草書房、一九九三年、五六—六五頁。

⑥ Dr. K. Böhmert, Die Baugenossenschaften und das neue Genossenschaftsgesetz, in: *Der Arbeiterfreund*, 28, 1890.

⑦ 一八九〇年の協会員名簿に彼の名前はない。*Ebenda*.

⑧ 『労働者の友』四七号（一九〇九年）に掲載されたE・グラーク E. Graack の論文ではベーメルトの論文は『労働者の友』で建築組合をあつかったものとしてもっとも重要と言及されている。E. Graack, Wilde Baugesellschaften, in: *ebenda*, 47, 1909.

⑨ Bullock, op. cit., p. 235.

⑩ *Der Arbeiterfreund*, 28, 1890, S. 546-561.

⑪ *Ebenda*, S. 525-546.

⑫ 顕著にあらわれている例として、P. Scheven, Das Stuttgarter Ostheim, in: *ebenda*, 34, 1896; Vorstand des Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen, Bericht über den Bau von Arbeiterwohnungen in Berlin, in: *ebenda*, 24, 1886 を参照。イギリスの田園都市運動も紹介されている。L. Katscher, Englische Gartenstädte. Ein Beitrag zur Lösung der Arbeiterwohnfrage, in: *ebenda*, 42, 1904.

⑬ 一八八九年のモルゲンシュテルン Morgenstern の論文では、ザクセンの鉄道で定期券や通勤専用列車が利用されていることが報告され

とらえ。Morgenstern, Die Arbeiterwohnungsfrage im Königreich Sachsen, in: *ebenda*, 27, 1889, S. 53-55.

⑭ たとえば、V. Böhmert, Der Verein "Arbeiterheim" zur Beschaffung eigener Wohnungen mit Grundbesitz für die deutschen Fabrikarbeiter, in: *ebenda*, 23, 1885, S. 130; Dr. v. Bodelschwingh, Arbeiterheim, in: *ebenda*, 35, 1897 を参照。

⑮ Dr. R. v. Erdberg, Die künstlerische Gestaltung des Arbeiterwohnhauses, in: *ebenda*, 44, 1906.

⑯ ヒルトベルクは、労働者はその身分の限度内で可能である最高の文化に到達するようにとのべているが、これは市民層の価値観を労働者に浸透させるという「混合居住」とは一線を画すといえよう。*Ebenda*, S. 393f.

⑰ 拙稿「住宅改革運動」五一頁。もう一つの要因として、単一階層だけを対象としたベルリン共同建築協会の「失敗」があることをあげた。

⑱ Reulecke, *1985*, S. 86f.; S. Fisch, *Stadtplanung im 19. Jahrhundert. Das Beispiel München bis zur Ära Theodor Fischer*, 1988, S. 272.

⑲ 一七世紀から二〇世紀初頭にかけてのベルリンの建築条例の変遷については、H. Ehrlich, *Die Berliner Bauordnungen, ihre wichtigsten Bauvorschriften und deren Einfluß auf den Wohnhausbau der Stadt Berlin*, 1933 を参照。

おわりに

ドイツ「市民」[①]層の認識の変化という問題を念頭におきつつ、労働諸階級福祉中央協会の機関誌の住宅関連の記事を題材に、一九世紀の住宅改革運動の構想の変遷をおった本稿の叙述を、今ひとたび確認すれば次のようになるだろう。

まず、世紀中葉から一貫して改革の対象に市民の住居をあたえることが考えられており、ここにガルのいう「無階級市民社会」という理念の根強さが示されているといえるかもしれない。しかし、本稿で明らかにしたのは、住宅改革構想の静態的な連続性ではなく、都市化の過程でのその大きな変化である。その変化を整理してみよう。

世紀中葉の理想住宅像は、「混合居住」を軸とする衛生、道徳、秩序ある住宅であり、住宅そのものだけが改革の対象と考えられた。世紀転換期頃になると、都市計画の枠組みのなかで語られ、団らんの場としての家庭を軸とする衛生、道徳、秩序ある住宅となる。こうした発想から都市周辺部に労働者の居住地を設けるという発想も大きな位置をしめ、そのさい都市と農村のちがいが意識される。また、労働者住宅にも美観が期待されるようになった。そして、こうした住宅改

革構想の変化の背景には、一九世紀のドイツの都市化による都市社会の大きな変容がある。

この結論を、「はじめに」でのべた問題設定にそって「混合居住」という発想の変容という観点から整理しなおすと次のようになろう。中央協会の機関誌をみるかぎり、世紀中葉には中心的な主張であった「混合居住」という理想像が、都市化の進展にともない説得力を失い、社会の変容を反映した改革構想にとってかわられたのである。

中央協会の機関誌において以上のように変遷した住宅改革構想が、世紀転換期前後にドイツの市民層がおこなった住宅改革運動全体のなかでどのような位置にあるかを最終的に確定するのは、今後の課題としなければならない。だが、こうした変化が都市化という当時の都市社会の大きな変容を如実に反映しているということから、次のような仮定をしてもさしつかえないだろう。すなわち、中央協会の住宅改革構想の変遷は、当時の社会の変化から自然に導き出されたものであり、ニュアンスの差こそあれ他の住宅改革者も同様の構想をいだいていた可能性が非常に高いということである。

このような仮定がなりたつとすれば、「一戸建てか集合住宅か」という観点から改革構想をとらえていた従来の研究の枠組みには再考の余地が生じてくるようにおもわれる。都市化の進展にともない住宅改革構想には大きな変化がみられたのであり、従来の研究はそれを明らかにしえなかった。一九世紀の住宅改革運動を当時の社会のなかに位置づけて考えようとするには、こうした安易な分析概念をもちいていた「社会的住宅建設」前史という従来の研究の視角では不十分であろう。もっぱら住宅に対する当局の干渉を要求していたことが強調される、社会政策学会などの世紀転換期の住宅改革運動の実態を新たな視点からあらい直す必要がそこに生じてくるようにおもわれる。彼らも何らかの住宅改革構想をいだいていたはずであり、そうした構想を軸に彼らの運動を再検討すれば、彼らの活動も従来とちがったイメージでとらえられるかもしれない。しかし、この問題に解答をあたえることは、本稿の枠をすでにこえている。住宅改革構想をより積極的にとりこんだ一九世紀ドイツの住宅改革運動全体の再構成は今後の課題としなければならない。

さらに、本稿で明らかにしたような住宅改革構想の実効力を解明することも今後の課題としてとりくんでいかなければ

ならない。こうした住宅改革構想は一種のユートピアであり、それを現実に移すさいには多くの困難が予想される。実際、住宅という耐久年数の長いものを対象としているだけに、住宅改革運動にはかなり困難がつきまとうはずである。こうした点を、本稿でも言及したベルリン小住居改善協会やドイツでも小規模ながらも見られた田園都市運動などを通して明らかにしていくことにしたい。

① 本稿は、中央協会に参加した市民層のもつ住宅改革構想の変遷を明らかにしたにとどまる。一九世紀ドイツの市民層の本格的な再検討は他日を期したい。

（京都大学文学部助手）

ding movement of Chosun, Japan, the Ming and generals of Ming troops stationud in Chosen in relation to the compromise for war termination, Keicho 3 to Keicho 5. In addition to the analysis of their respective situations, the historical significance of the relations between the various parties in the peace negotiations will be discussed.

When the Keicho No Eki was almost over, a plan for the subjugation of Tsushima was suggested by a Ming general. This was debated by the Chosun government and rejected by both Chosun and other Ming generals.

The peace negotiations after the Keicho No Eki were a continuation of those during the Keicho No Eki. In the period after the Keicho No Eki, Tsushima prolonged the peace negotiations in order to avoid the threat of invasion by the Chosun army. Chosun consistently opposed peace negotiations between the Ming generals and Japan.

Chosun continued to demand that the number of troops stationed in the country be as small as possible. In March 1600, Chosun proposed to the Ming a plan for limiting the stationed troops to 3000, and changed foreign policy in support of negotiating a friendship agreement between Chosun and Japan. Tsushima considered this change to mean an end to the military threat against there and consequently changed their foreign policy also, from negotiations aimed at ending the war, to negotiations aimed at a relationship of friendship.

Die Entwicklung des deutschen Wohnungsreformkonzepts im 19. Jahrhundert

——An Hand von dem Organ des "Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen"——

von

KITAMURA Masafumi

Im 19. Jahrhundert wurde die Wohnsituation der Unterschichten in den deutschen Städte als soziales Problem erkannt, und das Bürgertum versuchte, Lösungen zu finden. Der Verfasser hat in einer früheren Arbeit bereits die Wohnungsreformbewegung um die Jahrhundertmitte und das ihr zugrundeliegende Konzept behandelt. Man ging dabei davon

aus, daß durch Zusammenwohnen von Bürgern und Arbeitern in demselben Haus durch erstere ein guter Einfluß auf die letzteren ausgeübt werden könne ("Zusammenwohnung"). Hat sich dieses Konzept in der Folge bewährt? Diese Frage steht in engem Zusammenhang mit dem Denken des deutschen Bürgertums im 19. Jahrhundert, was seit einigen Jahren wieder Gegenstand der Forschung ist. Aber die bisherigen Forschungen zur Wohnungsreformbewegung haben diese Frage nicht beantwortet. In diesem Arbeit wurde nun dazu das Organ des "Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen" ["Mittheilungen des Centralvereins für das Wohl der arbeitenden Klassen" (1848-1858), "Zeitschrift des Central-Vereins in Preußen für das Wohl der arbeitenden Klassen" (1858-1862) und "Der Arbeiterfreund" (1863-1915)] auswertet. Daraus ergibt sich folgendes Bild: Um die Jahrhundertmitte galt "Zusammenwohnung" als für den Arbeiter ideale. Um die Jahrhundertwende hatte behauptete die "Zusammenwohnung" bereits ihre Bedeutung verloren, statt dessen traten im Zusammenhang mit der Wohnungsreform Fragen der Stadtplanung in den Vordergrund und die Wohnung des Arbeiters wurde als Basis seines Familienglückes angesehen. Das großen Wandel der deutschen Städte, den der Urbanisierung herbeiführt hat, spiegelte sich in diese Entwicklung des Konzeptes der Wohnungsreformer.